◯徳島大学研究支援・産官学連携センター地域共同インキュベーション研究室

及びベンチャービジネス育成研究室利用の基本方針

平成１７年４月１４日徳島大学新技術研究調整委員会申し合わせ

平成２２年７月１６日改正・徳島大学産学官連携推進部申し合わせ

平成２７年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

平成２８年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

令和３年４月１日改正・徳島大学研究支援・産官学連携センター申し合わせ

（利用の原則）

第１　研究支援・産官学連携センター地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室（以下「研究室」という。）の利用は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　地域共同インキュベーション研究室は，外部機関等との共同研究その他研究室の運営上必要と認められる場合

(2)　ベンチャービジネス育成研究室は，ベンチャービジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発又は高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する場合

２　前項にかかわらず，特に研究支援・産官学連携センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた場合は，この限りではない。

３　前１項及び２項により研究室の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は，届け出た研究内容及び研究期間について，日常的に研究・開発を行うものとする。

（利用者の資格）

第２　研究室を利用することができる者は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　徳島大学（以下「本学」という。）の職員及び大学院生

(2)　外部機関等の共同研究員

(3)　その他，センター長の推薦により，研究支援・産官学連携センター会議（以下「センター会議」という。）が必要と認めた者

（利用の手続き）

第３　研究室を利用しようとする者は，所定の利用申請書をセンター長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　センター長は，前項の申請を承認する場合は，センター会議の議を経て，その旨を申請者に通知するものとする。

３　前項の承認の期間は原則３年間とする。ただし，必要があると認める場合は期間を超えて承認することができる。

４　利用者は，承認期間を変更する場合は，変更申請を担当するセンター長に速やかに提出するものとする。

（利用の報告）

第４　センター長は，必要に応じて利用者に対し，利用に係る事項について報告を求めることができる。

２　前項の実施については，当分の間，年１回を目途とする。

（経費の負担）

第５　研究室の施設及び設備の利用に係る経費は，別に定めるところにより利用者の負担とする。ただし，センター長が特に必要と認めた場合は，その一部又は全部を免除することができる。

（損害の賠償）

第６　センター長は，利用者が故意又は過失により研究室の施設又は設備を損傷した場合は，その賠償を求めることができる。

（利用承認の取消）

第７　センター長は，利用者がこの利用方針及び別に定める要項等に違反し，又は研究室の運営に支障を与える恐れがある場合は，利用の承認を取り消すことができる。

（雑則）

第８　この方針に定めるもののほか，研究室の利用に関して必要な事項は，センター会議が別に定める。

　　　　附　則

　　この方針は，平成１７年４月１４日から施行する。

　　　　附　則

　　この方針は，平成２２年７月１６日から施行する。

附　則

　　この方針は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　　この方針は，平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

　　この方針は，令和３年４月１日から施行する。

徳島大学地域共同インキュベーション研究室

徳島大学ベンチャービジネス育成研究室

利用申請書（新規・継続）

　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

研究支援・産官学連携センター長　殿

利用責任者

所属・職名

氏　　　名

TEL 　　 FAX

E-mail

下記のとおり，地域共同インキュベーション研究室・ベンチャービジネス育成研究室を使用したいので，許可くださるようお願いします。

なお，使用に当たっては関係法令，徳島大学研究支援・産官学連携センター地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室利用の基本方針等を遵守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利　　用　　目　　的 | （研究開発テーマや目的製品などをご記入ください。） |
| 利　用　概　要 | （研究概要，実用化研究計画など審査に利用しますので分かりやすくご記入ください。） |
| 利　　用　　期　　間 | 令和　　年　　月　　日 から令和　　年　　月　　日 |
| 利用機器搬入開始日  ※１ | 令和　　年　　月　　日 |
| 使用希望の実験室  及び　設備 |  |
| 民間機関等側の共同  研究員の所属・職・  氏名・連絡先 |  |
| 利用者の氏名・職・  所属（民間等共同  研究員以外の者）  ※２ |  |
| 備　　　　　　　　　考 |  |

※１　研究支援・産官学連携センターの「搬入機器等に関する申し合わせ事項」に従ってください。

※２　研究室で研究する教員（代表者を除く。），学生等を記入すること。